

ツナガル 市民協働

第1回

市民協働とは

市民協働という言葉をご存じですか。本市では市民協働を「市民主権の理念のもと、市民等(※)、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携し、それぞれが持つ特性をいかしてまちづくりに取り組むこと」(市民協働促進条例第2条)としています。

※本市に通勤・通学する人を含む

市民協働でつながろう

市民の皆さんや市民活動団体、事業者が、まちづくりにおいて力を合

市民協働で取り組まれている事業にスポットを当て、さまざまな主体が「ツナガル」(連携する)実例を紹介します。

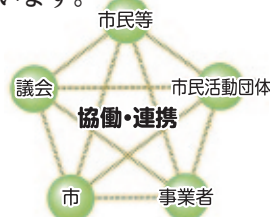
わせていくには、緩やかなつながりが必要です。つまり、市民協働とは「良いまちにしたい」という同じ目的に向かって「ツナガル」ことではないでしょうか。

いろいろな「ツナガル」

今回は、身近な「ツナガル」事例をご紹介します。例えば、自治会や地区の社会福祉協議会、まちづくり協議会などの活動は、住民の皆さんによる協働で進められています。また、市民活動団体などが行うこども食堂や高齢者のためのサロンなどの活動も市民協働による取り組みです。このほかにも、市が市民活動団体に

委託や補助を行っている事業も市民協働の1つです。

このコーナーでは、こうした「ツナガル」大切さをお伝えして、一人でも多くの人に「ツナガル」ことの素晴らしさを感じていただきたいと思っています。



問い合わせ先

市民協働安全課

(☎354-8179 FAX354-8316)



第2回

こんにちは。危機管理室です。

今回は市役所6階にある危機管理室をご案内します。

地震や大雨・台風などの風水害から市民の皆さんの生命や財産を守るためには、「自らの命は自ら守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」といった「自助」「共助」による取り組みが重要になってきます。

危機管理室では、防災や気象に関する情報をホームページや「広報よっかいち」などで発信したり、地域

市役所の各部署の業務などを政策推進監が紹介するコーナーです。今回は、危機管理室をご案内します。

に出向いて「防災出前講座」を開催したりしています。平成27年度に全戸配布した「家族防災手帳」には、災害に関する知識や対応方法などが記載してあります。地域の防災研修の資料にするなど、ぜひご活用ください。

また、「防災大学」「ステップアップ講座」「防災・減災女性セミナー」「ファミリー防災講座」を開講しています。幅広い層の皆さんに受講していただき、地域防災の場で活躍していただけることを期待しています。

さらに、自主防災組織の結成や防災訓練・研修会の開催、資機材の整

備に要する経費の支援を行っています。

市民・地域・行政が一体となって「災害に強いまち四日市」をつくりましょう。



危機管理監付政策推進監 小森 浩哉

問い合わせ先

危機管理室

(☎354-8119 FAX350-3022)

「こんなとき、どうすれば…?」お早めにお電話でご予約ください! ☎059-350-2080

近鉄四日市駅から徒歩1分! 南改札口(東口)すぐ!<

交通事故

「事故にあい、治療中ですがこれからどうすれば…?」「後遺症の認定が非該当でした」

相続・遺言

「遺産のことで兄弟でもめています…」
「遺留分とは何ですか?」

不動産・建築

契約書のことや
建物の欠陥のことなど

離婚

「親権や慰謝料・養育費のことでご話がまとまりません」

企業法務など

企業様には今後の安心のため
顧問契約(月額1万円～)を!

◆交通事故(被害者)のご相談は無料◆
その他の法律相談(初回)は30分5,400円(税込)ですが初回相談でご納得頂けなかった場合には無料とさせていただきます。

「まずは一度ご相談を!」

尾市法律事務所
弁護士 尾市 淳二 (三重弁護士会所属)
(財)日弁連交通事故相談センター三重県支部相談員・鈴鹿市役所市民法律相談担当弁護士
詳しくは「尾市法律」検索欄

本欄は広告であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。